

福祉サービス第三者評価の結果

平成21年12月18日提出

評価機関	名称	社会福祉法人 弘前市社会福祉協議会評価機関
	所在地	弘前市宮園2丁目8-1
	事業所との契約日	平成21年1月19日
	評価実施期間	平成21年1月19日～平成21年3月31日
	事業所への評価結果の報告	平成21年3月31日

1 福祉サービス事業者情報

(1) 事業者概況

事業所名称 (施設名)	ダビデ保育園	種別	保育所		
代表者氏名 (管理者)	園長 山鹿 徳子	開設年月日	昭和43年1月1日		
設置主体 (経営主体)	社会福祉法人 高智会	定員	90人	利用人数	102
所在地	(〒036-8275)弘前市大字城西2丁目5番地6号				
連絡先電話	0172-33-1206	FAX電話	0172-33-8583		
ホームページアドレス					

(2) 基本情報

サービス内容 (事業内容)	施設の主な行事			
一時保育、延長保育、障害児保育、乳児保育、地域子育て支援センター	入園式、イースター、端午の節句、母の日、保育参加、花の日慰問。親子遠足、七夕祭り、夏季一泊保育、ねぷたごっこ、運動会・敬老会、お母さんと作る日、夏の思い出展、お店屋さんごっこ、収穫感謝祭と慰問、クリスマス(聖誕劇)、子ども新年会、全園児作品展、節分、ミニ雪上運動会、桃の節句、年長児お茶会、卒園記念礼拝、お別れランチタイム、卒園式・卒園を祝う音楽発表会、内科・歯科検診(年2回)、避難訓練、誕生会(毎月)、礼拝(毎週)、体操教室、水泳教室、クッキング、成長感謝もちつき、焼き芋会			
居室概要	居室以外の施設設備の概要			
保育室×6	ホール、給食室、事務室、職員休憩室			
職員の配置				
職種	人数	職種	人数	
園長	1	事務員	1	
主任保育士	1	用務員	1	
保育士	20			
看護師	1			
調理士、栄養士	3			

2 評価結果総評

<p>◎ 特に評価の高い点</p> <p>・理念・基本方針に沿ったキリスト教保育の実践 開設以来、キリスト教精神に基づいた心の保育に取り組み、法人及び園の根本となる使命や考えが保育理念・基本方針として明確にされ、定期的開催する園内の職員会議や法人内系列園との合同職員研修などにて継続した職員周知が図られており、理解が得られるように取り組まれている。また、保育場面においても毎朝の礼拝や行事などを通して子ども達が感謝の気持ちや思いやりの心が養われるよう取り組まれている。</p> <p>・地域のニーズに沿った保育事業の実施 地域の保育ニーズに沿うよう延長保育や乳児保育、一時保育、障害児保育が実施され、中でも長年にわたり実施している障害児保育は、保護者や関係機関、団体からの評価も高い。また、子育て支援センターを開設し、地域への子育て情報の発信や入園児以外の親子への支援活動、育児相談窓口を設けて育児に関する相談に対応している。</p> <p>・地域との交流や連携 園児が行事を通して地域の公共施設や高齢者施設、商業施設等を訪問する機会が多く設けられ、学区の小・中学校の児童や生徒との交流も図られている。また、職員が町会活動に参加したり、園行事への地域住民の参加呼びかけなど地域とのかかわりを大切に取り組まれている。</p> <p>・子どもの心を育てる保育 毎朝の礼拝や様々な行事などを通して子ども達が感謝の気持ちや思いやりの心が養われるよう日々取り組まれている。また、縦割り保育による異年齢児交流や隔たりのない障害児保育により子ども同士が遊びや生活を通して良好な関係が築かれるように保育士の適切なサポートがされている。</p>
<p>◎ 特に改善を求められる点</p> <p>・組織的な中・長期、事業計画策定 中・長期計画や単年度の事業計画が策定されているが、策定にあつての職員参画のシステムが不明確なため、職員の参画や意見集約の仕組みを構築し組織的に各計画を策定されることが望まれる。また、策定した各計画は事業を運営していく上で職員への周知と理解は不可欠なため各計画書の職員への配布など更なる周知も望まれる。</p> <p>・評価結果の活用 管理者と主任保育士が中心となり毎年、自己評価を実施し取りまとめているが評価結果の職員への周知、改善策の組織的な検討などの取り組みが十分ではないため、評価結果を基に職員参画での改善策、改善計画の策定などの取り組みが望まれる。</p>

3 第三者評価結果に対する事業者のコメント

<p>第三者評価を受けるまでの準備期間がとても大変でした。職員が一致団結して勉強が出来た事に感謝しています。評価結果は、職員皆の努力の賜物です。地域に根ざす開かれた保育園として保護者の方々と共に、一歩々前進していきたいと祈っています。</p>

4 評価分類別評価内容

評価対象 I	1 理念・基本方針	キリスト教に基づいた保育理念と基本方針を掲げ、事業計画書への明記と職員会議や職員研修での説明により法人の目指す保育についての職員への理解が図られている。また、保護者や外部に対しても入園のしおりやチラシなどの配布により、理解を図る取り組みがされている。
	2 計画策定	中・長期の計画と保育サービスの内容や職員体制、職員の処遇・育成、施設整備等について具体的な内容で示された単年度の事業計画が策定されており、事業計画は、次年度に向けて年度末に評価・見直しがされているが、計画策定の際の具体的な職員参画のシステムが不明確であり、各計画の職員への周知も配布等による説明が行われていないため、計画策定の際の職員参画や意見集約の仕組みの構築と事業計画の職員への配布による周知が望まれる。
	3 管理者の責任とリーダーシップ	管理者は、率先して園の運営にあたり、園運営にかかわる必要な各種法令等の把握に努め職員に対しての指導が行われてる。また、法人全体で保育園運営に関する財務、人事、労務等、様々な面からの分析を行い、経営、業務の効率化や改善策について職員への指導が行われている。

評価対象Ⅱ	1 経営状況の把握	保育団体へ加入し、保育、福祉の現状や動向、地域の保育ニーズに関する情報等の把握に努め運営に活かしている。また、会計士からの指導助言を受けるとともに在園児の推移や経営状況の分析、課題の発見を行い、日常業務にて改善に向けての取り組みが行われている。
	2 人材の確保・養成	職員の資質向上についての目標を中・長期計画に掲げ、職員の役職や経験年数などを考慮した職員個別の研修計画を作成し、外部研修への職員派遣が行われている。また、法人内の系列園職員との合同職員研修も定期的に行われている。研修に参加した職員は復命書を提出し、必要に応じて職員会議等での発表による伝達も行われ、管理者は職員の研修成果と研修に関する希望を提案し次年度以降の研修計画に反映させている。
	3 安全管理	子どもの安全確保のために事故や感染症など様々なリスクへの対応を想定したマニュアルを整備し、職員の業務分担が行われている。また、各保育室に安全配慮チェックリストが整備され安全点検を行うとともにヒヤリハットの事例や事故報告書の事例を収集し、職員会議にて検討し事故防止、安全対策に活かされている。
	4 地域との交流と連携	「地域に根ざした開かれた保育園」を目指すことが事業計画に明記され、園児が地域の公共施設や高齢者施設、商業施設などを訪問する機会が行事を通して多く設けられており、地域の小・中学校との交流も行われている。また、地域子育て支援センターを開設し、地域の未就園児親子への支援や子育て情報の発信、育児相談が行われ育児の専門機関としての機能が地域に還元されている。
評価対象Ⅲ	1 利用者本位の福祉サービス	「一人ひとりを大切にする保育」を基本方針に掲げ、プライバシー保護や子どもの人権に関するマニュアルの整備の基に職員会議や職員研修の場で職員周知を図ることで保育業務に活かされている。また、保護者からの苦情や意見等への対応システムや相談受け入れ体制が構築され保護者からの意見集約する機会としてのアンケートの実施も給食や行事など細かく行い集計結果を検討し園としての対応策なども保護者に周知されている。
	2 サービスの質の確保	保育業務をはじめ様々な業務マニュアルが整備され、日常業務での活用がされており、各マニュアルは、業務での実践を踏まえながら検討、見直しが行われている。また、園児一人ひとりの保育に関する記録が個人情報の取扱い規則に従い適切に管理され、朝夕行われるミーティングや職員会議にて子どもの様々な情報が話し合われ職員間での情報共有が図られている。自己評価への取り組みは、評価結果の分析が行われているが職員への周知と改善策、改善計画策定への職員参画が十分ではないため職員参画での評価活用が望まれる。
	3 サービスの開始、継続	保育園の利用希望者に対して保育内容や保育方針などを明記したパンフレットを作成し、行政窓口へ配置と配布がされており、見学や体験利用にも随時対応している。また、入園にあたり保護者に対して保育内容や園生活、諸経費等について入園資料を用いて分かりやすく説明を行っている。
	4 サービス計画の策定	入園時と毎年度、全在園児の生活状況や身体状況、既往歴、予防接種の接種状況などの情報を統一した様式により記録し把握しており、これらの状況に変化が生じた場合には随時、再確認による把握が行われている。また、把握された情報を基に保育の各計画が策定されており、園児一人ひとりの状況にも勘案した指導計画を職員の協議により作成され、定期的に計画の実施状況の確認と評価・見直しを行い次の計画に反映されるようになってきている。
福祉サービス内容評価 (保育所A)	1 こどもの発達援助	キリスト教保育や児童福祉法、保育所保育指針等の趣旨をとらえた保育方針に基づいた保育計画が作成され、日々の保護者とのかわりや育児相談などから把握された保護者や地域の意向等も計画に反映させている。子どもの健康に関する情報やアレルギー、感染症、食生活などの情報が保護者との情報共有により健康管理や虫歯予防、感染症対策、給食などに反映させ、子どもが健康な園生活を過ごせるよう取り組まれている。また、園内外は安全、清潔を保てるように日常的に点検や清掃、整備が行われ、季節や子どもが楽しめる飾り付けを多くすることで安心、安全な保育環境が整備されている。キリスト教に関する行事や日本、地域の伝統行事など様々な行事を体験することで成長に即した社会体験ができるようになっており、縦割り保育による異年齢児交流、隔たりのない障害児保育により子供同士の良好な人間関係が築かれている。保育士は一人ひとりの子どものペースに合わせ自主性を尊重し明るくゆとりとした言葉使いでの保育が行われている。
	2 子育て支援	毎日の送迎時に保護者との会話にてコミュニケーションを図ったり連絡帳や必要に応じて行う個別面談にて子どもに関する情報交換や相談が行われており、園の行事に保護者が参加、見学する機会も設けられ保護者が保育に関心を持ってもらうように努めている。また、一時保育の受け入れの際には必ず担当職員が保護者と面談を行い子どもの状況把握に努め不安が生じないように取り組まれており、一時保育利用の保護者からの様々な相談の受け入れも行われている。
	3 安全事故防止	子どもが安全に園生活を過ごせるように衛生管理をはじめ様々な事故や災害の発生、予防に関わるマニュアルが整備され、職員会議などの場で周知と理解が得られるように学習がされており、事故事例の収集やヒヤリハット事例、安全配慮チェックリストの活用により事故防止への取り組みがされている。また、マニュアルや防災計画を基に定期的に園児も参加しての防災訓練や不審者侵入時の訓練も行われ交通安全教室とあわせて子どもも安全への意識を持てるような取り組みも行われている。

5 評価細目の第三者評価結果

評価細目の第三者評価結果

評価対象 I 福祉サービスの基本方針と組織		第三者評価結果
I-1 理念・基本方針		
I-1-1 理念、基本方針が確立されている。		
I-1-1-1-①	理念が明文化されている。	Ⓐ・b・c
I-1-1-1-②	理念に基づく基本方針が明文化されている。	Ⓐ・b・c
I-1-2 理念、基本方針が確立されている。		
I-1-2-①	理念や基本方針が職員に周知されている。	Ⓐ・b・c
I-1-2-②	理念や基本方針が利用者等に周知されている。	Ⓐ・b・c
I-2 計画の策定		
I-2-1 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
I-2-1-①	中・長期計画が策定されている。	Ⓐ・b・c
I-2-1-②	中・長期計画を踏まえた事業計画が策定されている。	Ⓐ・b・c
I-2-2 計画が適切に策定されている。		
I-2-2-①	計画の策定が組織的に行われている。	a・b・Ⓒ
I-2-2-②	計画が職員や利用者等に周知されている。	a・b・Ⓒ
I-3 管理者の責任とリーダーシップ		
I-3-1 管理者の責任が明確にされている。		
I-3-1-①	管理者自らの役割と責任を職員に対して表明している。	Ⓐ・b・c
I-3-1-②	遵守すべき法令等を正しく理化するための取り組みを行っている。	Ⓐ・b・c
I-3-2 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
I-3-2-①	質の向上に意欲を持ちその取り組みに指導力を発揮している。	Ⓐ・b・c
I-3-2-②	経営や業務の効率化と改善に向けた取り組みに指導力を発揮している。	Ⓐ・b・c

評価対象 II 組織の運営管理		第三者評価結果
II-1 経営状況の把握		
II-1-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
II-1-(1)-①	事業経営をとりまく環境が的確に把握されている。	Ⓐ・b・c
II-1-(1)-②	経営状況を分析して改善すべき課題を発見する取り組みを行っている。	Ⓐ・b・c
II-1-(1)-③	外部監査が実施されている。 ※外部監査とは、監査法人による外部監査や、公認会計士、税理士等の専門家による監査または必要に応じた助言等をさす。	Ⓐ・b・c
II-2 人材の確保・養成		
II-2-(1) 人事管理の体制が整備されている。		
II-2-(1)-①	必要な人材に関する具体的なプランが確立している。	a・Ⓑ・c
II-2-(1)-②	人事考察が客観的な基準に基づいて行われている。	a・Ⓑ・c
II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
II-2-(2)-①	職員の就業状況や意向を把握し必要があれば改善する仕組みが構築されている。	Ⓐ・b・c
II-2-(2)-②	福利厚生事業に積極的に取り組んでいる。	Ⓐ・b・c
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
II-2-(3)-①	職員の教育・研修に関する基本姿勢が明示されている。	Ⓐ・b・c
II-2-(3)-②	個別の職員に対して組織としての教育・研修計画が策定され計画に基づいて具体的な取り組みが行われている。	Ⓐ・b・c
II-2-(3)-③	定期的に個別の教育・研修計画の評価・見直しを行っている。	Ⓐ・b・c
II-2-(4) 実習生の受け入れが適切に行われている。		
II-2-(4)-①	実習生の受け入れに対する基本的な姿勢を明確にし体制を整備している。	Ⓐ・b・c
II-2-(4)-②	実習生の育成について積極的な取り組みを行っている。	Ⓐ・b・c
II-3 安全管理		
II-3-(1) 利用者の安全を確保するための取り組みが行われている。		
II-3-(1)-①	緊急時(事故、感染症の発生時など)の対応など利用者の安全確保のための体制が整備されている。	Ⓐ・b・c
II-3-(1)-②	利用者の安全確保のためにリスクを把握し対策を実行している。	Ⓐ・b・c

(評価対象 II 組織の運営管理)		第三者評価結果
II-4 地域との交流		
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
II-4-(1)-①	利用者と地域とのかかわりを大切にしている。	Ⓐ・b・c
II-4-(1)-②	事業所が有する機能を地域に還元している。	Ⓐ・b・c
II-4-(1)-③	ボランティア受け入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	Ⓐ・b・c
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
II-4-(2)-①	必要な社会資源を明確にしている。	Ⓐ・b・c
II-4-(2)-②	関係機関等との連携が適切に行われている。	Ⓐ・b・c
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取り組みを行っている。		
II-4-(3)-①	地域の福祉ニーズを把握している。	Ⓐ・b・c
II-4-(3)-②	地域の福祉ニーズに基づく事業・活動が行われている。	Ⓐ・b・c

評価対象 III 適切な福祉サービス		第三者評価結果
III-1 利用者本位の福祉サービス		
III-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
III-1-(1)-①	利用者を尊重したサービス提供について共通の理解をもつための取り組みを行っている。	Ⓐ・b・c
III-1-(1)-②	利用者のプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備している。	Ⓐ・b・c
III-1-(2) 利用者満足の向上に努めている。		
III-1-(2)-①	利用者満足の向上を意図した仕組みを整備している。	Ⓐ・b・c
III-1-(2)-②	利用者満足の向上に向けた取り組みを行っている。	Ⓐ・b・c
III-1-(3) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
III-1-(3)-①	利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備している。	Ⓐ・b・c
III-1-(3)-②	苦情解決の仕組みが確立され十分に周知・機能している。	Ⓐ・b・c
III-1-(3)-③	利用者からの意見等に対して迅速に対応している。	Ⓐ・b・c

(評価対象 Ⅲ 適切な福祉サービス)		第三者評価結果
Ⅲ-2 サービスの質の確保		
Ⅲ-2-(1) 質の向上に向けた取り組みが組織的に行われている。		
Ⅲ-2-(1)-①	サービス内容について定期的に評価を行う体制を整備している。	Ⓐ・b・c
Ⅲ-2-(1)-②	評価の結果に基づき組織として取り組むべき課題を明確にしている。	a・Ⓑ・c
Ⅲ-2-(1)-③	課題に対する改善策・改善計画を立て実施している。	a・b・Ⓒ
Ⅲ-2-(2) 個々のサービスの標準的な実施方法が確立している。		
Ⅲ-2-(2)-①	個々のサービスについて標準的な実施方法が文書化されサービスが提供されている。	Ⓐ・b・c
Ⅲ-2-(2)-②	標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立されている。	Ⓐ・b・c
Ⅲ-2-(3) サービス実施の記録が適切に行われている。		
Ⅲ-2-(3)-①	利用者に関するサービス実践状況の記録が適切に行われている。	Ⓐ・b・c
Ⅲ-2-(3)-②	利用者に関する記録の管理体制が確立している。	Ⓐ・b・c
Ⅲ-2-(3)-③	利用者の状況等に関する情報を職員間で共有化している。	Ⓐ・b・c
Ⅲ-3 サービスの開始・継続		
Ⅲ-3-(1) サービス提供の開始が適切に行われている。		
Ⅲ-3-(1)-①	利用希望者に対してサービス選択に必要な情報を提供している。	a・Ⓑ・c
Ⅲ-3-(1)-②	サービスの開始にあたり利用者等に説明し同意を得ている。	Ⓐ・b・c
Ⅲ-3-(2) サービスの継続性に配慮した対応が行われている。		
Ⅲ-3-(2)-①	事業所の変更や家庭への移行などにあたりサービスの継続性に配慮した対応を行っている。	a・Ⓑ・c
Ⅲ-4 サービス実施計画の策定		
Ⅲ-4-(1) 利用者のアセスメントが行われている。		
Ⅲ-4-(1)-①	定められた手順に従ってアセスメントを行っている。	Ⓐ・b・c
Ⅲ-4-(1)-②	利用者の課題を個別のサービス場面ごとに明示している。	Ⓐ・b・c
Ⅲ-4-(2) 利用者に対するサービス実施計画が策定されている。		
Ⅲ-4-(2)-①	サービス実施計画を適切に策定している。	Ⓐ・b・c
Ⅲ-4-(2)-②	定期的にサービス計画の評価・見直しを行っている。	Ⓐ・b・c

保育所A 福祉サービス内容評価		第三者評価結果
A-1 子どもの発達援助		
A-1-(1) 発達援助の基本		
A-1-(1)-①	保育計画が、保育の基本方針に基づき、さらに地域の実態や保護者の意向等を考慮して作成されている。	Ⓐ・b・c
A-1-(1)-②	指導計画の評価を定期的に行い、その結果に基づき、指導計画を改定している。	Ⓐ・b・c
A-1-(2) 健康管理・食事		
A-1-(2)-①	登所時や保育中の子どもの健康管理は、マニュアルなどがあり、子ども一人ひとりの健康状態に応じて実施している。	Ⓐ・b・c
A-1-(2)-②	健康診断の結果について、保護者や職員に伝達し、それを保育に反映させている。	Ⓐ・b・c
A-1-(2)-③	歯科検診の結果について、保護者や職員に伝達し、それを保育に反映させている。	Ⓐ・b・c
A-1-(2)-④	感染症発生時に対応できるマニュアルがあり、発生状況を保護者、全職員に通知している。	Ⓐ・b・c
A-1-(2)-⑤	食事を楽しむことができる工夫をしている。	Ⓐ・b・c
A-1-(2)-⑥	子どもの喫食状況を把握するなどして、献立の作成・調理の工夫に活かしている。	Ⓐ・b・c
A-1-(2)-⑦	子どもの食生活を充実させるために、家庭と連携している。	a・Ⓑ・c
A-1-(2)-⑧	アレルギー疾患をもつ子どもに対し、専門医からの指示を得て、適切な対応を行っている。	Ⓐ・b・c
A-1-(3) 保育環境		
A-1-(3)-①	子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	Ⓐ・b・c
A-1-(3)-②	生活の場に相応しい環境とする取り組みを行っている。	Ⓐ・b・c

A-1-(4) 保育内容		
A-1-(4)-①	子ども一人ひとりへの理解を深め、受容しようと努めている。	㉠・b・c
A-1-(4)-②	基本的な生活習慣や生理現象に関しては、一人ひとりの子どもの状況に応じて対応している。	㉠・b・c
A-1-(4)-③	子どもが自発的に活動できる環境が整備されている。	㉠・b・c
A-1-(4)-④	身近な自然や社会とかかわれるような取り組みがなされている。	㉠・b・c
A-1-(4)-⑤	さまざまな表現活動が自由に体験できるよう配慮されている。	㉠・b・c
A-1-(4)-⑥	遊びや生活を通して人間関係が育つよう配慮している。	㉠・b・c
A-1-(4)-⑦	子どもの人権に十分配慮するとともに、文化の違いを認め、互いに尊重する心を育てるよう配慮している。	㉠・b・c
A-1-(4)-⑧	性差への先入観による固定的な観念や役割分業意識を植え付けないよう配慮している。	㉠・b・c
A-1-(4)-⑨	乳児保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	㉠・b・c
A-1-(4)-⑩	長時間にわたる保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	㉠・b・c
A-1-(4)-⑪	障害児保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮が見られる。	㉠・b・c

A-2 子育て支援		
A-2-(1) 入所児童の保護者の育児支援		
A-2-(1)-①	一人ひとりの保護者と日常的な情報交換に加え、個別面談などを行っている。	㉠・b・c
A-2-(1)-②	家庭の状況や保護者との情報交換の内容が必要に応じて記録されている。	㉠・b・c
A-2-(1)-③	子どもの発達や育児などについて、懇談会などの話し合いの場に加えて、保護者と共通理解を得るための機会を設けている。	㉠・b・c
A-2-(1)-④	虐待を受けていると疑われる子どもの早期発見に努め、得られた情報が速やかに所長まで届く体制になっている。	㉠・b・c
A-2-(1)-⑤	虐待を受けていると疑われる子どもの保護者への対応について、児童相談所などの関係機関に照会、通告を行う体制が整っている。	㉠・b・c
A-2-(2) 一時保育		
A-2-(2)-①	一時保育は、一人ひとりの子どもの心身の状態を考慮し、通常保育との関連を配慮しながら行っている。	㉠・b・c
A-3 安全・事故防止		
A-3-(1) 安全・事故防止		
A-3-(1)-①	調理場、水周りなどの衛生管理は、マニュアルに基づいて適切に実施されている。	㉠・b・c
A-3-(1)-②	食中毒の発生時に対応できるマニュアルがあり、さらにその対応方法については全職員にも周知されている。	㉠・b・c
A-3-(1)-③	事故防止のためのチェックリスト等があり、事故防止に向けた具体的な取り組みを行っている。	㉠・b・c
A-3-(1)-④	事故や災害の発生時に対応できるマニュアルがあり、全職員に周知されている。	㉠・b・c
A-3-(1)-⑤	不審者の侵入時などに対応できるマニュアルがあり、全職員に周知されている。	㉠・b・c